# 2か月間のがれき処理で中皮腫発症

# 兵庫●阪神・淡路大震災の復旧作業に従事

阪神・淡路大震災直後の2月 ~3月までの約2か月間、建設会 社でアルバイトとしてガレキの撤 去・片付け作業に従事して胸膜 中皮腫を発症した方の労災請 求について、8月10日付けで西宮 労働基準監督署は業務上との 認定を行った。また、神戸東労 基署においても、震災後の約3年 間ガレキ処理作業に従事し、胸 膜中皮腫を発症した方の労災 請求について、業務上との認定 を行ったことが明らかとなった。

## ◇どこで接触したのかわからない

宝塚市に住むAさん(65歳)は 2010年の年末に市民病院を受 診したところ異常を指摘され、紹 介された大学病院で悪性胸膜 中皮腫であると告げられた。医 師からは「アスベストが原因の 病気」と言われたものの、ご本人 はどこでアスベストに接触したの かまったく記憶になかった。

Aさんの娘さんからひょうご労働安全衛生センターに連絡が入ったのは、2011年2月7日のこと。さっそくお家にうかがい職歴を聞いたが、学校を卒業されてから約9年間は流通業で衣類の営業の仕事をしていたとのこと。その後も、独立して自営で衣料品の販売を続けてきたとのこと

だった。ただ、阪神・淡路大震 災で仕事ができなくなり、約2か 月間だけ建築会社でアルバイトと してガレキの撤去・片付け作業 に従事したという。

### ◇わずか2か月だが高濃度曝露

まず流通業の会社建物の調査をはじめた。長く勤められた営業所は、阪神淡路大震災により倒壊し、取り壊されていた。会社の協力を得て、設計図(仕上表等)を確認したがアスベストが使用されていた形跡はなかったし、建築と解体を行った業者に確認してもアスベストの吹付けはなかったと証言された。Aさん自身も、「営業の仕事なので出勤時と退勤時以外は建物の外に居た」と話していた。

そこで、震災後にアルバイトを した建築会社の社長さんに話を 聞いた。Aさんの作業内容は、 主に被災・破損した建物の屋根 瓦や廃材の片づけ作業で、被 災したマンションの部屋の補修 や改修工事で出た廃材の片づ け作業や清掃作業に従事したと 証言された。

Aさん自身も「本職とは畑違いの職種でしたから、ほとんど現場での片づけ作業が主でした」「とくにほこりや粉じんがすご

かったのは、マンションの改修工 事でした。元々あるマンションを 改造する工事でしたので、部屋 内に凄い量の埃と粉が舞う状況 だったことを覚えています。壁 や天井を剥がして解体し、新しく 作り直すという作業工事でした | 「狭い作業環境の中で、職人 の方たちが、電気ノコギリを使っ て材料等を加工していましたの で、かなりの量のほこりや粉が舞 う状況の中で作業したのを覚え ています」「作業現場の近くに おいて、重機を用いて倒壊した 建物の解体、撤去作業が行わ れていたことを記憶しています| と話された。

調査を進めるなかで、本人の 記憶も少しずつ蘇り、わずか2か 月間の作業だったが、倒壊建造 物の解体・撤去作業が、いかに 大量のほこりの中で行われた作 業であるかが判明した。

#### ◇類似事案補償・救済の拡大へ

昨年2月14日に環境保全機構に救済申請を行っていたが、5月26日には認定の結果が出ていた。調査に時間を要したが、昨年6月2日に西宮労基署に労災申請を行った。

西宮労基署の担当官は積極的に調査を行い、昨年8月末の時点ではほぼ調査を終えていた。ただ、中皮腫の労災認定基準では、石綿曝露作業への従事期間が1年となっているため、本省での協議案件とされた。何回かの検討会議を経えて、今年6月22日の検討会において、業務上との判断が行われ

た。その後、署内での手続が行われ、8月10日付けで業務上との 決定が行われたのだった。

わずか2か月という短期間のガレキ処理作業での中皮腫を発症したという事実は、短期間であっても高濃度の曝露の場合は被害の拡大が懸念される。一方、わずか2か月間の作業であっても労災であると認められたことは、今後の類似事案に関しても補償・救済がひろがったといえる。

#### ◇同時期に3名が中皮腫を発症

震災によるアスベスト被害では、2008年2月に姫路労基署が、 震災後に約1年間、倒壊建造物 の解体・撤去作業に従事した男 性の労災を認定した事例があ る。また、1995年10月から11月 までの約2か月間、倒壊建造物 の解体作業において、現場監督 を務めた方が胸膜中皮腫を発 症した事例もある。

そして、今回のAさんの調査結果を待つ間に、明石市職員の方が中皮腫を発症したとの相談が入った。また、神戸東労基署においても震災アスベストに絡む請求が、本省協議案件となっているとの情報が入っていた。

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災。地震による直接的な被害の他に、地震後の大気汚染や災害廃棄物処分等の環境問題も深刻だった。とくに、倒壊建物の解体・撤去工事に伴うアスベスト飛散は社会問題となり、当時から曝露した労働者の健康被害が危惧されていた。

今回、同時期に3名の方が震

災によるアスベスト飛散が原因で中皮腫を発症されている事実を目の当たりにし、背筋が寒くなる思いである。

#### ◇震災アスベスト大きく報道

今回の震災アスベストによる 労災認定について、8月24日、 NHKは早朝からニュース番組 で繰り返し報道し、地元・神戸 新聞は一面トップで大きく掲載 した。当日は、9時半から芦屋 市で記者会見を行ったのだが、 「阪神大震災がれき処理2カ月 で中皮腫」(讀賣)、「阪神大震 災で中皮腫がれき撤去、労災認 定」(朝日)、「東日本でも注意を」 (毎日) …各紙に大きく取り上げ られた。

さらに、阪神淡路大震災の被災地で約3年間ガレキ撤去などに従事した70歳代に男性が、中皮腫を発症し神戸東労基署から労災認定を受けたことも報道された。

神戸新聞は「アスベスト公害阪神・淡路~東日本大震災」と題して5回の特集記事を掲載した。第1回「健康被害17年相次ぐ労災認定」、第2回「大量解体飛散想定なく対策後手」、第3回「因果関係データー基に認めぬ行政」、第4回「東北の現場復旧優先、大量飛散も」、第5回「健康調査有害物質石綿以外も」。

わずか2か月間のガレキ処理 で中皮腫を発症し、労災認定さ れ方が複数いて、震災時のガレ キ処理で中皮腫を発症された 患者さんがいるという事実は、被 災地で働き暮らした私たちにとっ て大変ショッキングな出来事とし て次々と突きつけられている。

#### ◇震災被害ホットラインを開設

こうした事実を受け、私たちは 8月25-26日の2日間、東京と神戸 の2か所で「震災アスベスト健 康被害ホットライン」を開設した。 神戸では、2日間で71件もの相 談が寄せられ、その後も毎日のよ うに電話が鳴っている。

とくに、今回の労災認定を受 けられた方と同じような解体・ガ レキ処理に従事された方からの 相談が23件にも上った。「震災 のあおりを受けて、数か月間解 体やガレキ処理のバイトをしてい た。また、ダンプカーを運転して 処理場まで運搬していた。処理 場は長蛇の列で粉じんの舞う中 で待機していた | 「当時は大学 生で、数か月間ガレキ処理の手 伝いをしていた。不安を抱えて いる
| 「にわかに集められたメン バーで解体作業にあたり、社会 保険に加入していない。同僚も バラバラで当時の従事証明が 取れない。発症したらどうすれ ばよいのか | 等の健康不安を抱 えた相談が続いた。

被災地の復旧・復興に従事された方は、解体がレキ処理だけではない。ガス配管取替工事に従事された方のご家族からは「神戸一帯の被災地でガス復旧するまでの3、4年間、毎日ガス配管取替工事に従事していた。今は症状がないが検査は必要か」と言った相談や、建築士の方からは「短期間被災地で仕事をしていた。今、中皮腫で入



院している」「被災地で電気工事の仕事をしていた。中皮腫の診断で余命6か月と言われた」といった悲痛な相談も寄せられている。

また、今回のホットラインを通じて、健康不安を抱える被災者とご家族は、相談窓口の存在と正しい知識を求めていることがうかがえる。東日本の被災地を含め、継続的な相談窓口の開設が求められている。

#### ◇大震災の再検証が必要

現在、東日本の被災地では復旧・復興が進められているが、震災と津波により損傷を受けた建物が大量に残され、がれきの処理には数年という時間を要すると言われている。今後、これら建材の撤去と廃棄が行われる中でどのようにアスベスト場の事とは、世界的にも経験したことがなく、そのような未知の領域の中で人々のアスベスト曝露を予防する対策を行う必要が生じている。

阪神・淡路大震災を経験した 私たちが、東日本の被災地に 発信しなければならない課題の ひとつがアスベスト問題である。 そのためにも、1995年当時に遡 り、アスベスト飛散状況や作業 実態など、もう一度検証する作 業が求められている。

## Aさんのご遺族より

「労災認定がおりたことは本 当に有り難く思っていますが、主 人と一緒に聞くことができなくて、 とても淋しく悔しいです。 ただ、 ここに至るまでにかかわって下 さったすべての方々に、感謝の 思いで一杯です。

震災の後の2か月足らずのガレキの処理作業で中皮腫になり、亡くなった人がいることを認識していただきたく思います。東北大震災に遭われた方、今現場で作業されている方は、ご自分の身体はしっかりと守る、防備をされて作業に当たられることを節に願っています。 行政におきましても、防備対策を行ったうえで、指示をされることを要求いたします。

阪神淡路大震災の際に、復旧・復興作業に従事された方々は、ご自分の体調に気をつけていただき、少しでも早く医療機関を受診して欲しいと思います。そして、中皮腫に関してはまだまだ手さぐり状態の医療現場ですが、病院任せにせず、いろんな方面から知識を取得して治療に臨んでいただくことを願っています。|

(ひょうご労働安全衛生センター)

# 派遣先の安全配慮義務は?

三重●第三者行為災害の損害賠償訴訟

ペルー女性労働者のAさんは、2007年7月、派遣先の金属部品の加工工場でお昼の休憩中に、建物の壁を崩して倒れこんできた金属くずのコンテナの下敷きになり、何か所も骨折、脱

臼し、ムチ打ちになるなどの重傷 を負った。

休憩所として使用していたプレハブ建物の正面が金属くずのコンテナ置き場になっており、それを回収に来た業者が誤ってコ